

財形株投

財形株投(一般財形 30)

財形株投(一般財形 50)

財形株投(年金・住宅財形 30)

追加型投信／国内／資産複合

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社>〔ファンドの運用の指図を行なう者〕
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページアドレス www.nikkoam.com/
コールセンター電話番号 0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社>〔ファンドの財産の保管および管理を行なう者〕
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「財形株投」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月1日に関東財務局長に提出しており、2023年11月2日にその効力が発生しております。

「財形株投(一般財形 30)」

「財形株投(一般財形 50)」

「財形株投(年金・住宅財形 30)」

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国 内	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産 配分固定型 (株式、債券)))	年1回	日 本	ファミリー ファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

＜委託会社の情報＞

委 託 会 社 名 日興アセットマネジメント株式会社
 設 立 年 月 日 1959年12月1日
 資 本 金 173億6,304万円
 運用する投資信託財産の
 合 計 純 資 産 総 額 26兆9,747億円

(2023年8月末現在)

「TOPIX」の著作権などについて

- ・ TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ・ J P Xは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXに係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・ J P Xは、TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ J P Xは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ J P Xは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

ファンドの特色

1. 「財形株投」は、財形貯蓄制度をご利用いただく勤労者の皆様専用のファンドです。

※財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度で、勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)、勤労者財産形成住宅貯蓄(財形住宅貯蓄)、勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金貯蓄)があります。

2. 「財形株投」は、一般財形、年金財形、住宅財形の3つの財形貯蓄にご利用できるように、次の3本のファンドから構成されています。 その中からご利用の皆様のニーズに応じて選択していただきます。

＜財形株投(一般財形 30)＞ 実質株式組入上限 30%

信託財産の純資産総額の30%を限度として株式に、残りの70%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。一般財形にご利用いただけます。

＜財形株投(一般財形 50)＞ 実質株式組入上限 50%

信託財産の純資産総額の50%を限度として株式に、残りの50%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。一般財形にご利用いただけます。

＜財形株投(年金・住宅財形 30)＞ 実質株式組入上限 30%

信託財産の純資産総額の30%を限度として株式に、残りの70%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。年金財形と住宅財形にご利用いただけます。

※ご選択によりそれぞれ「勤労者財産形成貯蓄契約」、「勤労者財産形成年金貯蓄契約」または「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」を結んでいただきます。

一般財形 30 一般財形 50	勤労者財産形成貯蓄契約
年金・住宅財形 30	勤労者財産形成年金貯蓄契約 または 勤労者財産形成住宅貯蓄契約

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

3. 信託財産の安定した成長をめざして安定運用を行ないます。

内外の公社債への投資により安定収益の確保を図るとともに、株式の運用部分については「バーラ日本株式モデル^{*1}」によりポートフォリオを構築してTOPIX(東証株価指数)^{*2}配当込みの動きに連動した投資効果をめざし、信託財産全体の安定した成長をめざします。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

*1 バラ日本株式モデル

バラ日本株式モデルは、日本株への投資から期待される収益(必然的にリスクを伴います。)の発生源を、①市場全体の動き、②財務・株式関連データから開発された個別銘柄の株価変動指数、③業種指標、④ポートフォリオ(または個別銘柄)固有の特性などからもたらされる部分に分解・分析し数値化します。これらのデータをもとに、常に市場全体の株価変動の性格分析を行なうと同時に、検証を重ねつつ最適のポートフォリオを求めます。

*2 TOPIX(東証株価指数)

TOPIX(東証株価指数)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。

4.

お買付けは無手数料で、給与天引きで行ないます。

給与からの天引きですので、毎月定期的に積立ただけいただけます。

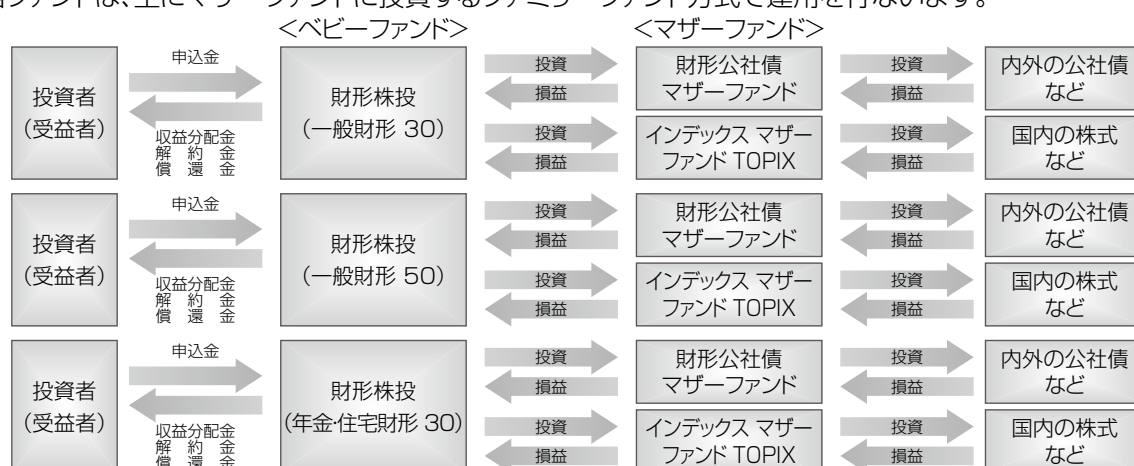
5.

財形貯蓄制度をご利用される方には、公的融資である財形持家融資を受けられる特典があります。

詳しくは、勤務先の事務局へお問い合わせください。

《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



主な投資制限

「財形株投(一般財形 30)」

「財形株投(年金・住宅財形 30)」

- ・ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「財形株投(一般財形 50)」

- ・ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

分配方針

「財形株投(一般財形 30)」 「財形株投(一般財形 50)」 「財形株投(年金・住宅財形 30)」

- ・ 毎決算時に、利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

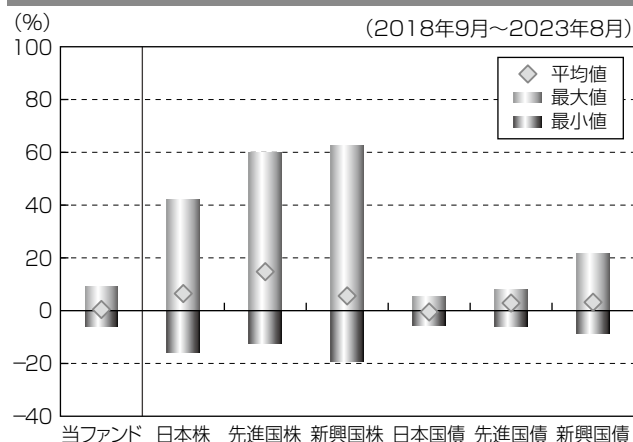
- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理／コンプライアンス関連の委員会へ報告／提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2023年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

「財形株投(一般財形 30)」

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



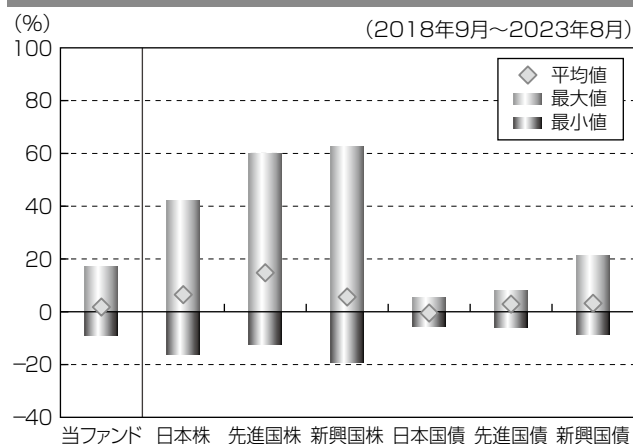
(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.4%	6.5%	14.8%	5.6%	-0.5%	2.9%	3.2%
最大値	9.1%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-6.0%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記は2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

「財形株投(一般財形 50)」

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

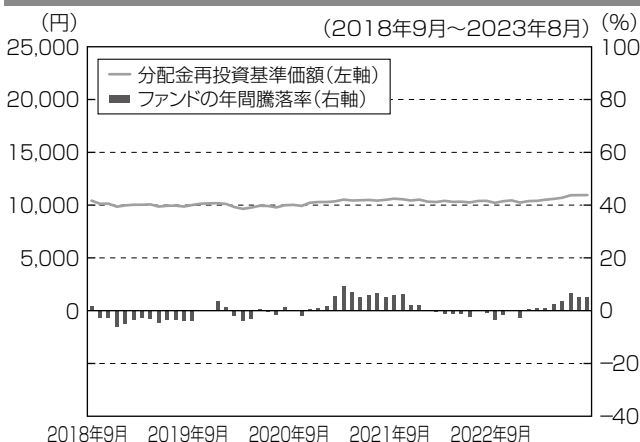


(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.8%	6.5%	14.8%	5.6%	-0.5%	2.9%	3.2%
最大値	17.2%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-9.2%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

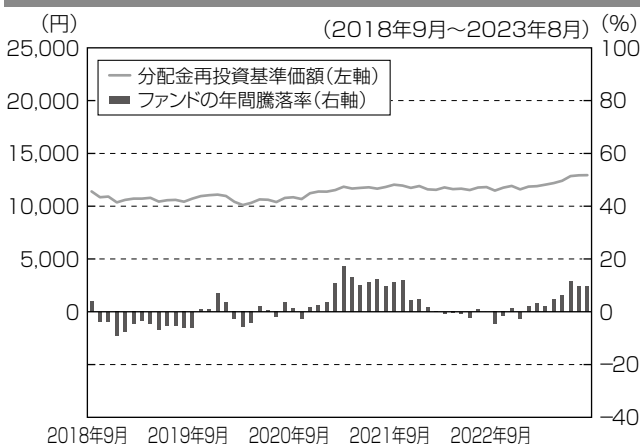
※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記は2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2018年9月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

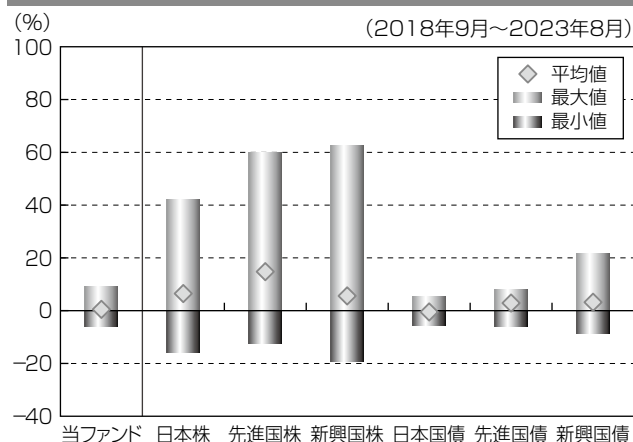
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2018年9月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

「財形株投(年金・住宅財形 30)」

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

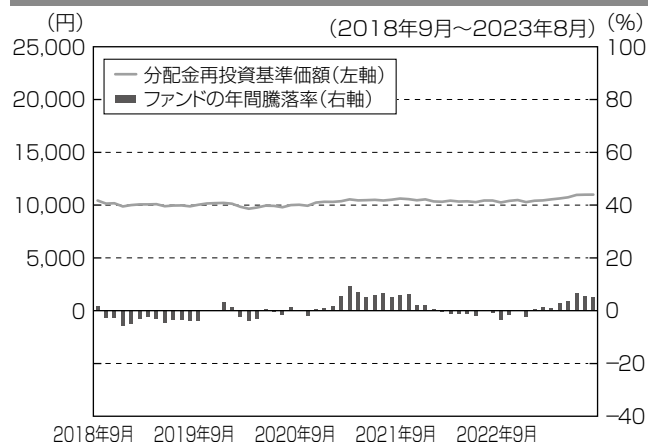
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.5%	6.5%	14.8%	5.6%	-0.5%	2.9%	3.2%
最大値	9.2%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-5.9%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2018年9月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

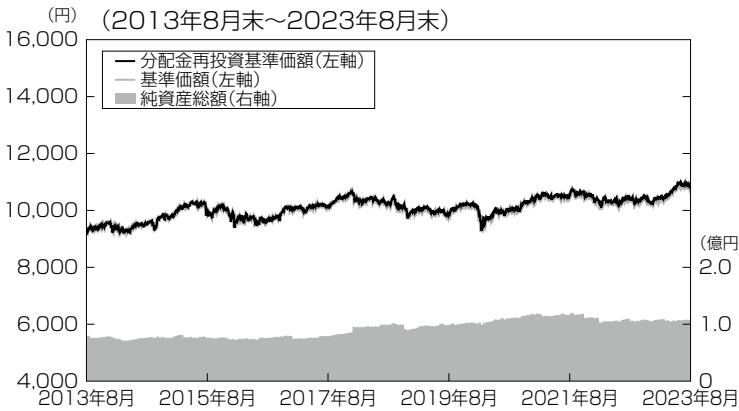
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

2023年8月31日現在

基準価額・純資産の推移

「財形株投（一般財形 30）」



基準価額……………10,922円

純資産総額……………1.08億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

「財形株投（一般財形 50）」



基準価額……………12,911円

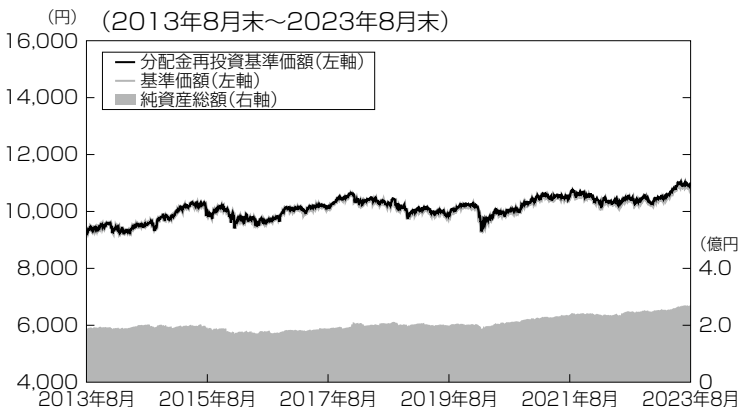
純資産総額……………2.06億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

「財形株投（年金・住宅財形 30）」



基準価額……………10,965円

純資産総額……………2.71億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

「財形株投（一般財形 30）」

2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	140円

「財形株投（一般財形 50）」

2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	140円

「財形株投（年金・住宅財形 30）」

2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	140円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	財形株投 (一般財形 30)	財形株投 (一般財形 50)	財形株投 (年金・住宅財形 30)
財形公社債マザーファンド	67.81%	47.84%	67.77%
インデックス マザーファンド TOPIX	29.71%	49.70%	29.69%
現金その他	2.48%	2.46%	2.54%

※各ファンドの実質組入比率です。

<組入上位銘柄>

財形公社債マザーファンド

	銘柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1	第138回利付国債(5年)	国債証券	0.1%	2023年12月20日	11.22%
2	第353回利付国債(10年)	国債証券	0.1%	2028年12月20日	11.13%
3	第355回利付国債(10年)	国債証券	0.1%	2029年6月20日	11.09%

※財形公社債マザーファンドの対純資産総額比です。

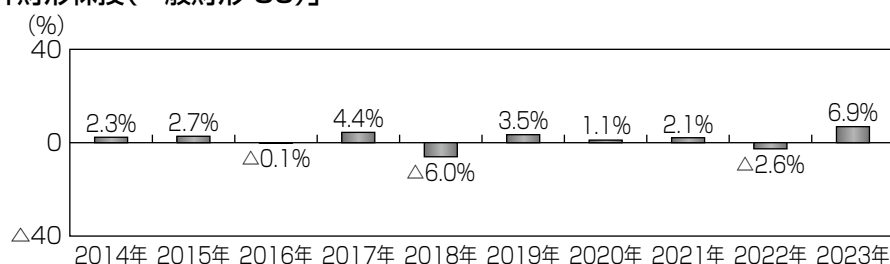
インデックス マザーファンド TOPIX

	銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.16%
2	ソニーグループ	電気機器	2.58%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.16%
4	キーエンス	電気機器	1.82%
5	日本電信電話	情報・通信業	1.63%

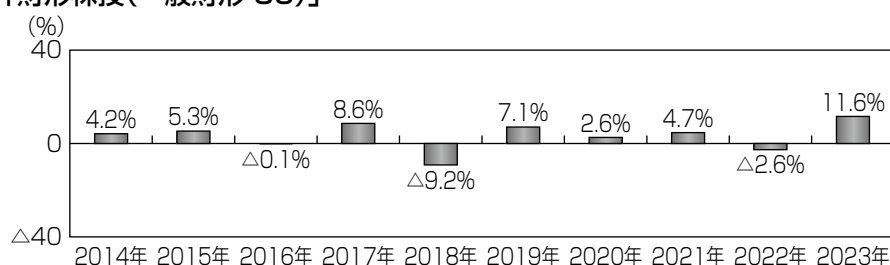
※インデックス マザーファンド TOPIXの対純資産総額比です。

年間収益率の推移

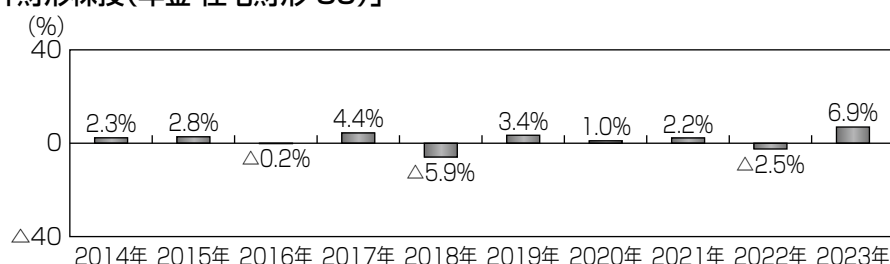
「財形株投(一般財形 30)」



「財形株投(一般財形 50)」



「財形株投(年金・住宅財形 30)」



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年8月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※勤務先の事務局、販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※購入申込受付日は「財形貯蓄に関する契約」で定める日（原則として、毎月10日、20日および月末を締切日とし、各締切日から起算して5営業日目）とします。
購入代金	原則として、勤務先の事務局を通じて給与天引きにより販売会社にお支払いいただきます。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、勤務先の事務局または販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	－
購入の申込期間	2023年11月2日から2024年5月1日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（1994年2月4日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2月1日（2月1日および2日のいずれかが休業日のときは、2月1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、2月1日に最も近い日を決算日とします。）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※原則として、分配金は再投資されます。
信託金の限度額	各ファンド毎に、5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<u>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.572%(税抜0.52%)</u> 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。			
	＜運用管理費用の配分(年率)＞			
	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	0.52%	0.22%	0.25%	0.05%
	委託会社	委託した資金の運用の対価		
その他の 費用・手数料	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価		
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
	※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。			
監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。				

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

＜一般財形の場合＞

- ・普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については20.315%の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

＜年金・住宅財形の場合＞

- ・収益分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。
- ・ただし、積み立てられた元金および収益分配金の累計額が、限度額(年金財形・住宅財形の合計で550万円)を超える場合には、非課税の特典を失い課税されます。この場合の課税は、一般財形の場合と同様の取扱いとなります。

(目的外換金)

年金・住宅財形の場合、年金受取り、自宅用住宅取得など以外の目的で換金の申込みをするときには、家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除き、非課税の特典を失い課税されます。この場合、20.315%の税率による源泉徴収となります。また、過去5年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対しても課税が行なわれます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年11月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am
Nikko Asset Management